

(仮称) 田人風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

1 総括的事項について

- (1) 本事業計画については、未定及び検討中である事項が多く、また、現時点で地権者や関係機関等の交渉、許認可が進んでいないことから不確定な要素があるなど、環境影響評価を行うに当たって、内容が不十分であると言わざるを得ない。

今後、手続を進めるに当たっては、内容をより精査し、環境影響評価を適切に行うことができるような計画とするともに、風力発電機及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電機等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）については複数案を検討すること。

- (2) 事業実施想定区域には、水源のかん養や土砂の崩壊の防備を目的として指定されている保安林及び自然林（アカマツ群落）があり、本事業の実施によりこれらの森林を伐開することになることから、保安林については、水源のかん養や土砂の崩壊の防備の機能を低下させないよう、改変区域を最小限とするとともに、自然林（アカマツ群落）については改変を回避すること。

また、事業実施想定区域及びその周辺には河川の源流部が存在しており、本事業の実施による土砂や濁水の流入で、水環境や水生動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、河川の源流部及びその周辺での改変は極力回避すること。

- (3) 全国的に強風や落雷等による風力発電機の破損・倒壊事故が発生していることから、予防対策を示すとともに、事故が起きた場合の周辺環境への影響を回避するよう配慮すること。

また、事業実施想定区域近辺には井戸沢断層が存在し、先般、当該断層のずれによる地震も発生していることから、本事業の風力発電機等の配置等については、安全側に立ち、慎重に検討すること。

- (4) 当該事業に関して、周辺住民へ十分な説明を行い、理解を得ること。

2 騒音、振動及び超低周波音について

施設稼働に伴う騒音及び超低周波音の環境影響評価について、事業実施想定区域の周辺には、住居、学校等（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時の騒音、振動及び超低周波音による影響が懸念される。本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、騒音、振動及び超低周波音に係る住居等への影響を回避、低減するよう配慮すること。

また、調査地域を事業実施想定区域から 2 km と決定した経緯や根拠が不明なので、環境影響評価方法書において、その理由を明らかにするとともに、必要に応じて調査範囲を拡大すること。

3 水環境について

事業実施想定区域はいわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されており、周辺住民は事業実施想定区域を水源とした上水道を利用するとともに、地下水の利用もなされていることから、森林の伐開等による改変及び風力発電機等の設置工事で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避、低減するよう配慮すること。特に、森林の持っている水源かん養能力が損なわれないよう配慮すること。また、河川水量や水質への影響がある場合には、その影響を明確にするるとともに、影響を回避する方法を明確にすること。

(仮称) 田人風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

4 動植物・生態系について

- (1) 既存文献において、事業実施想定区域及びその周辺で、哺乳類から底生動物に至るまで重要な動物の生息が確認されており、森林の伐開等による改変及び風力発電機の稼働により動物への影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、調査及び予測を十分に行い、重要な動物への影響を回避、低減するよう配慮すること。特に、既存調査において、事業実施想定区域がオオタカの生息及び繁殖が確認されたエリアとなっていることから、オオタカをはじめとする猛禽類の生息環境及び繁殖環境が損なわれないよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺には河川の源流部が存在しており、森林の伐開等による改変及び風力発電機等の設置工事で発生する土砂や濁水の流入で、水生生物及び魚類への影響が懸念されることから、工事実施時に発生する土量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流入等を抑える対策を講じることにより、水生生物及び魚類への影響を回避、低減するよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域については、既存文献において、重要な植物の生育が確認されており、森林等の伐開による改変及び風力発電機等の設置工事により植物への影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、調査及び予測を十分に行い、重要な植物への影響を回避、低減するよう配慮するとともに、移植措置については可能な限り回避すること。
- (4) 事業実施想定区域については良好な風況に恵まれているが、風力発電機等を設置するために、当該区域の尾根筋等において森林を伐開した時、主に北北西方向の風の影響を受け、森林が劣化する可能性もあることから、森林の伐開等による改変の影響を回避、低減するよう、本事業の風力発電機等の配置等を検討すること。特に、事業実施想定区域周辺には「四時川のイヌブナ林」があることから、当該イヌブナ林が劣化することのないよう配慮すること。

5 景観について

事業実施想定区域には住居及び朝日山が存在し、供用時にはこれらの地点からの景観への影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等及び風力発電機の塗装の色を検討するに当たっては、景観への影響を回避、低減するよう配慮すること。特に、風力発電機の塗装については圧迫感のない色とするよう検討すること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域には登山できる朝日山が存在し、供用時には登山者への影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、登山者への影響を回避、低減するよう配慮すること。

7 廃棄物及び発生土について

本事業は尾根筋に風力発電機等を設置する計画であり、発生土による自然環境への影響が懸念されることから、発生土の発生量を抑制するよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。

また、本事業において発生した残土については、事業実施想定区域内に残置せず、場外へ搬出するよう検討すること。

(仮称) 田人風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

8 その他の環境について（電波障害及び風力発電機の影等）

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には住居が存在しており、供用時の電波障害が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、住居への電波障害を回避、低減するよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺には住居が存在しており、供用時の風力発電機の影による環境影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、住居への影響を回避、低減するよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域付近の道路は、道幅が狭くカーブも多いため、風力発電機等の輸送が困難であることが予想される。そのため、空路を含めた複数の輸送ルートを検討すること。また、周辺へ与える影響について、回避、低減するよう配慮すること。
- (4) 本事業における油及び有害物質の使用の有無について明記すること。

9 その他（届出及び協議関係）

- (1) 一定規模以上（高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m² 超）の建築物や工作物等の新築又は（面積 3,000 m² 超又は高さ 5m かつ長さ 10m 超の）土地の区画形質の変更（埋め立て又は干拓を含む）を行う場合は「いわき市の景観を守り育て創造する条例」により、大規模行為の届出を行うこと。
また、同行為のうち、特に規模の大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m²、工作物については高さ 31m 超）については景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となるため、都市計画課景観係と協議すること。
- (2) 一定規模（10,000 m²）以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置施設である建築物については、都市計画課土地調整係と協議すること。
- (3) 都市計画区域外において、10,000 m²以上の土地取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出を行うこと。
- (4) 当該計画地の森林に係る「林地開発許可申請」及び「保安林の解除関係」について、林野庁及び福島県の担当部局に対し、できるだけ早期に協議すること。
- (5) 当該事業想定区域は、『いわき市遺跡台帳』（平成 25 年 1 月発行）において、埋蔵文化財包蔵地の所在地ではないが、面積が広大であり、未発見の埋蔵文化財の存在が想定されることから、現地踏査による確認が必要と考えられる。現地踏査は、風車等の場所を特定した上で行うため、風車等施設の建設場所が決まり次第、文化・スポーツ課と協議すること。